

当文教厚生委員会に付託された案件については、3月10日及び13日は午前9時30分から、16日及び18日は午後1時30分から、19日は午後2時30分から、委員会室において、委員全員出席のもと慎重審査しましたので、その経過と結果をご報告申し上げます。

初めに、議案第9号中、当委員会に分割付託された案件及び議案第13号については、一括議題とし、それぞれ補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

歳出、3款1項1目 生活困窮者自立支援事業について、職員の配置及び市民への周知方法は。また、今後の支援としてどのように考えているか。とに対し、

専門的な支援ができる体制とし、正規職員1名、臨時職員2名、社会福祉協議会から1名の4名を配置します。市報の掲載及び介護関係、民生委員などへ説明するとともに、庁内の関係窓口で対象者に案内するなど、市民への周知を図ってまいります。平成27年度からは必須事業として、自立相談支援事業、住宅確保給付金事業を行います。また任意事業として就労支援準備事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習等支援事業の検討部会を立ち上げ、できるものから順次、実施していきたいと考えています。とのこと。

同じく、緊急ショートステイ事業について、利用できる対象者及び扶助費11万9千円で不足はないか。とに対し、

高齢者でも障がい者でもない方、またその他に、ドメスティックバイオレンス保護法で対象とならない夫婦以外の関係の方が対象となります。費用については、一時的な保護のため、20日分を想定しており、この金額で当面、不足はないものと考えております。とのこと。

同款同項2目 老人ホーム入所措置事業費について、予算3,300万円増額となった理由は。とに対し

民営化に伴い、今まで実質の定員が38名であったものが、施設を改装することにより、実質50名が入所できるようになりました。そのため、半田市が措置する入所者を増やし42名と見込んだため増額となりました。とのこと。

同じく、在宅医療連携システム整備事業について、在宅医療連携をすることにより市民にどのような効果があるのか。またICTシステム導入にかかる費用の妥当性は。と

に対し、

本人や家族が自宅で十分な介護・支援を受けるためには、医療と介護の連携が一層重要となっており、医療機関と介護事業者が情報を共有することで、より適切なサービスをしていきたいと考えております。システムの開発は、現在開発中の半田病院と在宅医との病診連携システムを受託しているメーカーが行いますが、メーカーとしても、今後医療と介護の連携システムのPRができることから、費用については安価になると考えています。とのこと。

同款2項1目、子どもの貧困対策事業について、本市の実態を把握しているか。とに対し、

本市の現況は、生活保護世帯で18歳以下の子どもがいる世帯が46世帯、児童扶養手当対象児童数1,816名、学校教育課の制度で準要保護認定者数1,063名となっております。現在、生活困窮者自立支援検討会議の子ども若者部会の中で協議を始めており、庁内の関係各課と連携し、情報を共有していきます。また、貧困の連鎖を断ち切るためにも保護者に対する支援も必要と考えています。とのこと。

同款同項2目、特定地域型保育事業について、扶助費の地域型保育給付費1,499万5千円の積算根拠は。また、認可外保育所等を地域型保育事業として認可することで待機児童の解消になるのか。とに対し、

給付費については、1施設15人規模を想定し、ゼロ歳児から2歳児の人数に国の給付費単価を掛け合わせ、その6か月分で積算しました。また現在、認可外保育所等を利用している児童は、待機児童に含まれているため今回の認可により減少することになります。とのこと。

同款同項5目、児童発達支援センターつくし学園地域支援事業について、保育所等訪問支援の利用方法及び利用料金は。とに対し、

国の福祉サービスの一環として構築されており、保護者からの申請により給付費の支給決定をいたします。利用料金は費用総額の概ね1割程度、約1,000円が自己負担となります。また、この他に保護者の申請によらず、定期的に保育所等を巡回し、状況の把握や発達に心配なお子様の相談・助言等を適時行う巡回療育相談も実施してまいります。とのこと。

同款同項7目、つくし学園整備事業について、標高等に課題があったと思うが、増築等工事の内容は。とに対し、

増築工事実施にあたり、最大想定津波高約4メートルに対し園舎2階の床高は4.77

メートルとなっております。また津波の到達予想時間は74分であり、近くの半田常滑看護専門学校へ避難する時間も十分にあることからかさ上げ工事は実施せず、療育室等の増築を行いました。とのこと。

同じく、閉園後の板山幼稚園施設にふたば園が移転するが、耐震は大丈夫か。また、ふたば園跡地について、今後の利用方法はどうなっているか。とに対し、

板山幼稚園の耐震補強は実施済みです。また、ふたば園跡地については、施設が老朽化しており、具体的な活用案がないため、更地にし普通財産に戻したいと考えております。とのこと。

4款1項1目 がん検診等推進事業の委託料について、前年度と比較して約1,000万円の減額となっているがなぜか。また、がん検診等を受診しない理由を把握しているか。とに対し、

平成26年度は過去5年間を遡り、未受診の方にクーポン券を発行していましたが、平成27年度は、新規対象者の方と平成25年度に受診できなかった方を対象者としたため減額となりました。受診しない理由につきましては、未受診者の方、約180件に電話確認をしたところ、約40パーセントの方が「時間がない」との回答で、以下「健康に自信がある」、「面倒くさい」とのことでした。検診の大切さを説明し、受診状況の追跡調査を実施していきたいと考えております。とのこと。

同じく、AED整備事業について、市民が屋外から見てAEDの設置場所がすぐわかるように表示されているか。またコンビニへの設置の考えは。とに対し、

窓ガラスにA4サイズのステッカーを貼り、表示していますが、平成27年度は、市内5中学校及び市役所の夜間出入口の屋外に収納ボックスを設置し、夜間でも利用できるようにしていきます。またコンビニへの設置につきましては、有効であると考えていますが、年間約300万円の経費がかかることから、まず公共施設等のAEDを屋外に設置することから進めていきます。とのこと。

9款1項3目 学校生活支援事業について、各学校に学校生活支援員を配置しているが十分な体制がとれているか。とに対し、

平成27年度には4名増員し50名配置となる予定です。今後も計画的に増員し、各小中学校に平均3名、計54名を目標としております。同時に特別支援学級補助員や養護教諭補助員等、今後も様々な角度で学校支援をしてまいります。とのこと。

同じく いじめ・不登校対策事業のネットパトロール委託料について、前年度と比較

しなせ減額となっているのか。また取組みの成果及びLINE対策はどうか。とに対し、今年度の契約実績から減額となりましたが、事業内容に変更はありません。今年2月には69件の報告があり、全てリスクの低いものでした。LINE対策については、情報教育の授業の中で、危険性やモラル等について教育をしています。また児童会・生徒会サミットで子どもたち自身でルール作りを進めていますので、教育委員会として、それを支援していきたいと考えています。とのこと。

同款2項3目 小学校体育館天井等改修事業について、校舎より先に体育館の窓ガラス飛散防止を実施するのはなぜか。とに対し、

文部科学省の指導として、建築基準法上の問題はないが200平方メートル以上または高さ6メートル以上の屋内運動場の整備実施には、国の補助金が適用されるため体育館の天井撤去から実施いたします。とのこと。

同款5項1目 旧中埜家住宅保存管理事業について、耐震工事実施後はどのように有効活用をしていくのか。とに対し、

まずは、文化財として保護していくことを考えていますが、施設を利用し、生かしていくことも必要と考えており、平成27年度から検討委員会を設置し、平成28年の秋ごろまでには活用の計画を作成していきます。とのこと。

同款同項2目 公民館管理運営事業について、公民館活動を活性化させるために実施していることは何か。とに対し、

年6回、館長会議を開催し、情報交換をしております。平成27年度は、新たに市内の公民館を見学する取組みや県内先進の公民館を視察することも計画しており、横の連携を図りながら生涯学習活動の拠点としていきたいと考えています。とのこと。

また、地区公民館の空調等設備については、老朽化が著しい施設が多くあるが、計画的に修繕がされ、改修要望に応えられているか。また予算にどれくらい反映されているか。とに対し、

新年度予算には、突発的な修繕を含めて空調部分については200万円を計上しています。年々老朽化しているため、計画的に修繕をする一方で、緊急に修理が必要となった場合には、すぐに対応しています。とのこと。

同款同項7目 新美南吉顕彰事業補助金については、約220万円の減額となっているがなぜか。とに対し、

新美南吉顕彰会については、事務職員をおき、本来の顕彰事業に加えて物販も行うこ

とにより利益を得て活動を実施してまいりました。平成27年度から物販については、喫茶・売店コーナーを運営する団体に任せることとし、人件費を整理したため減額となりました。とのこと。

同款同項10目 上池公民館改築事業について、上池公民館は避難所となっているか。また災害を想定してどのような整備となっているか。とに対し、

耐震の問題はありますが現在も避難所となっており、改築後においても避難所となる予定です。改築後は太陽光発電システムを設置するため、大災害が起きた場合でも交流ラウンジなどに非常時の電源供給ができ、地域の災害拠点にもなると考えています。とのこと。

また、都市再生整備計画事後評価とは何か。また評価委員会の構成は。とに対し、国の交付金を活用して事業を実施しているため、当初の整備計画のとおりに進んでいるかを事後評価いたします。評価委員会委員は、学識経験者、地元自治区長の計4名を考えております。とのこと。

同款6項4目 半田ポートグラウンドの代替グラウンドとして、(仮称)上浜グラウンドが整備されるが、進入路についてどのように考えているか。とに対し、

南進の場合は左折で進入できますが、北進の場合は中央分離帯があり切れ目でのUターンは危険であるため、グラウンドの南側にある水路沿いに駐車場を整備いたします。またグラウンド完成後になりますが、水路に橋をかけ、グラウンドへの通路として整備をする予定です。とのこと。

学校給食事業特別会計について、地産地消の状況は。とに対し、

地産地消の定義は、愛知県内の食材としており、白米、生卵については、半田産を100パーセント使用しています。平成26年度の地産地消比率は約43パーセントを推移していますので、平成27年度は50パーセントを目標としています。とのことでした。

その後、討論を省略し、まず、議案第9号中、当委員会に分割付託された案件について、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

続く、議案第13号について、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第18号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

新規事業としてピロリ菌検査を実施するが、対象者及び検査方法を血液検査としなかった理由は。とに対し、

40歳から65歳までの5歳刻みの方を対象とする予定です。ピロリ菌検査により胃がんの発症リスクを知ることができるため、今後、受診しやすい環境にしていきたいと考えています。また検査方法については、血液検査では、以前にピロリ菌を除去した場合でも稀に陽性反応を示すことがあるため、より精度の高い検便検査といたしました。とのこと。

共同事業拠出金については、平成26年度と比較し2倍以上に増えているのはなぜか。とに対し、

事業内容は保険者において多額の医療費となった時のために国保連合会が補助をしているものです。平成26年度までは1件30万円から80万円までの医療費を対象としていましたが、平成27年4月診療分からは、1件1円以上、全てのレセプトが対象となったため増額となりました。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第19号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

市内2施設の特別養護老人ホームの待機者は何人か。待機者を解消するため、どのような対応をしているか。また第6期介護保険計画の介護基盤整備の具体的な計画は。とに対し、

待機者は、平成26年12月末現在で525人となっております。待機者解消に向けて、現在、亀崎地区に市内3か所目となる100床規模の特別養護老人ホームが建設中であり、平成28年3月に開設する予定です。また第6期の介護基盤の整備計画としましては、中学校区で区分している日常生活圏域を考慮しつつ、特別養護老人ホームの他に在宅でも施設に準じたサービスが受けられるものや認知症の対応を専門的に行う施設の整備を図っていきたいと考えています。とのこと。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスについて、市内で実施できる事業所はあるのか。とに対し、

本事業は、24時間、定期的に巡回し、短時間の訪問を実施するサービスです。在宅介護を進めていくうえでは有用なサービスですが、夜勤のできる職員の確保が難しく、利用料もやや高く、利用者も多く見込めないことから事業者のなり手がいない状況です。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第20号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、挙手により採決した結果、賛成多数をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第23号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

利用者の対象年齢を変更した理由は。とに対し、

当初、幼児一時預かりとして開始し1歳未満の乳児は対象外としていましたが、利用者からの要望もあり、平成22年7月より生後6か月からの預かりについても試行的に進めてまいりました。利用実績もあがってきているため、条例を改正し対応いたします。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第25号及び議案第26号については、一括議題とし、それぞれ補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

条例の改正により教育委員会で教育長はどのような立場となるのか。とに対し、

今までの教育長と教育委員長を一本化した立場となり、教育委員会の長となります。とのことでした。

その後、討論を省略し、まず、議案第25号について、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

続く、議案第26号については、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第28号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

温水プール施設内のトレーニングルームの利用についても、高校生料金の適用となるか。とに対し、

温水プールとトレーニングルームは、1回分の高校生料金の中で両方の施設を利用していただくことができます。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第29号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第32号については、補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

都市公園のない地域については、ちびっ子広場は必要と考えるが、サポートできる体制となっているか。とに対し、

今回廃止のちびっ子広場については、地元区長と協議し、周辺の都市公園等を勘案したうえで廃止しております。しかし、市全体を見渡しますと地域差がありますので、均一になるよう努めてまいります。とのことでした。

その後、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第33号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第34号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第35号及び議案第36号については、一括議題とし、それぞれ補足説明の後、質疑に入り、主な質疑として、

市の独自基準として、他に設ける項目はなかったか。とに対し、
「国に従うべき基準」にほぼ重要な内容が入っており、「参酌すべき基準」には、市として独自基準を定めても大きく影響する内容はありません。ただし、記録の保存期間に関しましては、介護予防プランを立てる際に過去の記録を活用できるため、省令では2年間としているところ5年間といたしました。とのことでした。

その後、討論を省略し、まず、議案第35号について、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

続く、議案第36号については、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

次に、議案第39号については、補足説明の後、慎重審査し、討論を省略し、採決した結果、委員全員をもって、原案のとおり、可と認めることに決定しました。

以上、ご報告申し上げます。